武蔵村山市地球温暖化対策実行計画



平成 19 年 3 月 武蔵村山市

目 次

第 1	章	計画の基本的事項	
1	地3	球温暖化問題の概要	1
2	実征	行計画策定の背景	3
3	計ī	画の位置付け5	5
4	計ī	画期間	5
5	対	象物質	5
6	計ī	画の対象範囲	7
第 2	章	計画の目標	
1	温	室効果ガスの算出方法8	3
2	市	施設等の温室効果ガス排出量1(Э
3	温	室効果ガスの排出削減目標1 2	2
第 3	章	計画の取組内容	
1	温	室効果ガス排出抑制等のための配慮すべき事項1 4	4
第 4	章	計画の推進	
1	推注	進体制2()
2	点	検・評価2()
3	公	表2(Э
【基	礎資	登米斗】	
組	織別詞	調査結果2.2	2
施	設別詞	調査結果2 4	4
公	用車	種別調査結果2 8	3

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱......30

第1章 計画の基本的事項

1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化問題

地球の大気中には温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがあります。このような温室効果ガスは、太陽光により暖められた地表面から宇宙空間に向かって放射される熱を吸収し、それを地表面に向かって再放射することにより、地球の平均気温を生物が生存するのに適した15と温暖な状態が保たれるために大きな役割を果たしています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス18になってしまい、現在のように生物が生存するどころか、氷の世界になってしまうといわれています。このように重要な役割を果たしている温室効果ガスですが、18世紀後半頃から産業の発展に伴い人類は石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料を大量に採掘して消費するようになり、温室効果ガスの中でも地球温暖化に最も影響を及ぼしている二酸化炭素の大気中の濃度が急激に増加してきています。大気中の二酸化炭素濃度は、200年前と比べ30%以上増加しています。また、二酸化炭素の吸収源である森林が伐採されて、土地が開発されていることも二酸化炭素の増加に影響を及ぼしています。

このまま人類が大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルを見直さなければ、更に大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇してしまいます。既に20世紀中の地球の平均気温は、100年間で0.6度上昇しましたが、このまま推移すると、21世紀末までに平均気温は、1990年と比較して1.4~5.8 上昇すると予測されています。

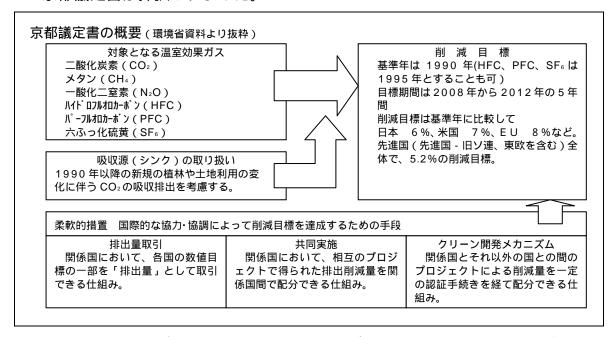
急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、 海面水位の上昇に伴う陸

域の減少、 豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、 生態系への影響や砂漠化の進行、 農業生産や水資源への影響、 マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されています。

(2) 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、1992 年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、1994 年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第 1 回目のドイツのベルリン(COP1) から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、京都議定書が採択されました。



この中で、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化防止京都会議の成果を踏まえ、今日の段階からの地球温暖化対策の取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針の策定など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。地球温暖化対策に関する基本方針は、平成11年4月9日に閣議決定され、国、地方公共団体、事業者及び国民の取組の基本的事項が明らかにされたほか、地方自治体の事務、事業に関する実行計画の内容についても定められました。その後、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引継ぐ京都議定書目標達成計画が平成17年4月28日に閣議決定されました。

(COP とは conference of parties の略で締約国会議のことをいい、後の数字は開催回数を示しています。) 環境省資料参考

2 実行計画策定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律第4条第1項では、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとすることが規定されました。

また、同法第21条に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、同条第3項に基づき、都道府県及び市町村は、当該計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、同条第4項に基づき、当該計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体の責務)

- 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの 排出の抑制等のための施策を推進するものとする。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

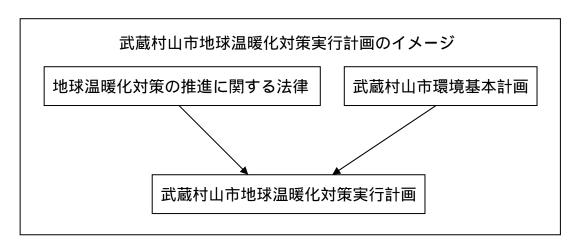
- 第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都 道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに 吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方 公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

3 計画の位置付け

本市においては、平成 18 年度に策定した武蔵村山市環境基本計画において、本市の地域特性として象徴的な事項、社会的な背景などから早急に解決すべき事項などを5つの「重点的取組」として掲げています。その1つに「地球温暖化の防止」があります。

本市では、これまで庁舎内における電気、都市ガス、水道の使用量の削減に向けた取組や低公害車の導入など地球温暖化の防止に努めてきました。

今後は、この「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画」により、地球温暖化に対する職員の意識の高揚を図り、本市の事務・事業における地球温暖化防止対策をより 一層進めていきます。



<u>4 計画期間</u>

本計画の期間は、平成 19 年度(2007年)を初年度として平成 23 年度(2011年)までの 5 年間とします。ただし、本計画の実施・進捗状況、また、法改正や技術的進歩といった社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

なお、本計画の実施に当たっては、平成 17 年度(2005 年)の温室効果ガスの 総排出量を把握し、これを基準とします。

5 対象物質

本計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の 第2条第3項に示された下記6分類としますが、このうち、本市において発生原 因となる事務・事業のない パーフルオロカーボン(PFC) 六ふっ化硫黄(S F₆)は除きます。

ガス種類	主な発生源				
二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける石炭や石油などの化石燃				
(C O ₂)	料の燃焼に伴い発生し、温室効果ガス全体の9割以上を占め				
	ています。				
	本市では燃料や電気の消費に伴い発生しています。				
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を				
(C H ₄)	占め、廃棄物の埋立からも2~3割を占めています。				
	本市では公用車の走行に伴い発生しています。				
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めますが、工業プロセ				
(N ₂ O)	スや農業からの排出もあります。				
	本市では公用車の走行に伴い発生しています。				
ハイト゛ロフルオロカーホ゛ン	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断				
(HFC)	熱発泡剤などに使用されています。				
	本市ではエアコン搭載の公用車から発生しています。				
ハ゜ーフルオロカーホ゛ン	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使				
(PFC)	用されています。				
	本市の事務・事業からは発生していません。				
六ふっ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用など				
(SF ₆)	として使用されています。				
	本市の事務・事業からは発生していません。				

6 計画の対象範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律及び京都議定書目標達成計画に基づき、本計画においては、本市の組織及び施設におけるすべての事務・事業を対象とします。なお、道路・公園等の照明灯及び防災行政無線・消防車・防犯パトロール車・工事用重機類等についても、防犯・防災面等から削減することが困難であるため対象外とします。また、委託等により実施する事務・事業は原則対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

		主 な 対 象 施 設		
企画財政部	秘書広報課 企画政策課 財政課	庁舎		
総務部	総務課 職員課 管財契約課 防災安全課	庁舎、市営住宅、消防分団車庫、災害 対策用備蓄倉庫等		
市民部	市民課 課税課 収納課 保険年金課	庁舎及び緑が丘出張所		
生活環境部	環境課 産業振興課 下水道課	庁舎		
健康福祉部	地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 児童福祉課 生活福祉課 健康推進課	庁舎、福祉会館、老人福祉館、市民総合センター、若草集会所、保育園、児童館、学童クラブ、保健相談センター等		
都市整備部	まちづくり課 区画整理課 多摩モノレール推進担当 道路公園課 施設課	庁舎、個別相談所、公園、児童遊園、 運動広場等		
会計課		庁舎		
議会事務局		庁舎		
教育委員会教育部	教育総務課 教育指導課 学校給食課 生涯学習課 体育課 図書館	庁舎、小・中学校、給食センター、市民会館、地区会館、公民館、集会所(若草集会所を除く。)、歴史民俗資料館、総合体育館、運動場、プール、図書館等		
選挙管理委員	全事務局	庁舎		
監査事務局		庁舎		
農業委員会事	·····································	庁舎		

第2章 計画の目標

1 温室効果ガスの算出方法

(1) 排出係数

温室効果ガスの排出量の算出は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条の規定に基づき行います。排出係数は、次の表のとおりです。

	活動	排出	出係数									
温室効果ガス	号	内容	値	単位								
		燃料の使用に伴う排出										
		ガソリン	2.32									
		灯油	2.49	kg-CO ₂ /								
 二酸化炭素	一号イ	軽油	2.62	kg-002/								
		A重油	2.71									
		液化石油ガス(LPG)	3.00	kg- CO ₂ /kg								
		都市ガス	2.08	kg- CO ₂ /N m ³								
	一号口	他人から供給された電気 の使用に伴う排出	0.555	kg- CO ₂ /kWh								
		自動車の走行に伴う排出										
		ガソリン/普通・小型乗用車	0.000010									
		ガソリン/軽乗用車	0.000010									
メタン (CH₄)	二号ナ	二号ナ	二号ナ	二号ナ	二号ナ	二号ナ	二号ナ	二号ナ	ガソリン/小型貨物車	0.000015	kg-CH4/km	
											ガソリン/軽貨物車	0.000011
		ガソリン/特殊用途車	0.000035									
		ディーゼル/小型貨物車	0.0000076									
		自動車の走行に伴う排出										
	素 三号才	三号才	三号才							ガソリン/普通・小型乗用車	0.000029	
野儿一南丰											ガソリン/軽乗用車	0.000022
一酸化二窒素 (N ₂ O)				ガソリン/小型貨物車	0.000026	kg-N₂O/km						
							ガソリン/軽貨物車	0.000022	K6-1420/KIII			
		ガソリン/特殊用途車	0.000035									
		ディーゼル/小型貨物車	0.000009									
ハイト [・] ロフルオロカーホ [・] ン (H F C)	四号卜	自動車用エアコンディショナーの使用時の排出	0.015	kg-HFC/台·年								

法施行令第3条排出係数一覧表より抜粋

(2) 地球温暖化係数

二酸化炭素の温暖化への影響を1とした場合、他の温室効果ガスの温暖化への影響が何倍であるかを比率として見積もったもので、温室効果ガスの種類ごとに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定されています。今回対象となる温室効果ガスの地球温暖化係数は、次の表のとおりです。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO2)	1
メタン (CH4)	2 1
一酸化二窒素(N ₂ O)	3 1 0
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,300

⁽注)ハイドロフルオロカーボンには様々な種類があり、地球温暖化係数ではその中の一つである 1・1・1・2 - テトラフルオロエタンを示しています。

2 市施設等の温室効果ガス排出量

本市の事務・事業に伴う平成17年度の温室効果ガス排出量について、ガスの種類別にみると、次の表のとおりとなります。

(1) 燃料等の使用に伴う二酸化炭素からの温室効果ガス排出量

燃料	単	使用量	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
<i>γ</i>	位				(kg-CO₂/年)
ガソリン		35,626.44	2.32		82,653.34
灯油		74,304.00	2.49		185,016.96
軽油		1,563.58	2.62		4,096.58
A 重油		322,369.00	2.71	1	873,619.99
液化石油ガス(LPG)	kg	23,728.76	3.00		71,186.28
都市ガス	m³	260,652.00	2.08		542,156.16
電気使用量	kwh	5,708,832.00	0.555		3,168,401.76

(注)液化石油ガス(LPG)については容積比を重量比に換算する必要があるため 1 m³に対し2.0747kg を乗じています。 (日本LPガス協会より)

(2) 公用車の走行に伴うメタンからの温室効果ガス排出量

	市 括	市 秭(台)	新 (台)	車 種 (会)	市 秭(台)		温暖化係数	CO₂換算排出量
	半	(1)	位	人上1 」	311日1小女	温吸10 协数	(kg-CO₂/年)	
ガ	普通•小型乗用	車(18)	km	90,080	0.000010		18.92	
リソ	軽乗用車	(3)	km	11,348	0.000010		2.38	
ر ا	小型貨物車	(20)	km	68,754	0.000015		21.66	
ン	軽貨物車	(29)	km	102,150	0.000011	21	23.60	
	特殊用途車	(1)	km	5,068	0.000035		3.72	
軽油	小型貨物車	(2)	km	10,006	0.0000076		1.60	

(3) 公用車の走行に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

	車種	(4)	単	丰仁四畝	Ht 山 /乏 ※h	治域が後期	CO₂換算排出量
	車種	(台)	位	走行距離	排出係数	温暖化係数	(kg-CO₂/年)
+3	普通• 小型乗用]車(18)	km	90,080	0.000029		809.82
ガーソ	軽乗用車	(3)	km	11,348	0.000022		77.39
) リ	小型貨物車	(20)	km	68,754	0.000026		554.16
ン	軽貨物車	(29)	km	102,150	0.000022	310	696.66
	特殊用途車	(1)	km	5,068	0.000035		54.99
軽油	小型貨物車	(2)	km	10,006	0.000009		27.92

(4) エアコン搭載の公用車の保有台数に伴うハイドロフルオロカーボンからの温室効果ガス排出量

公用車台数	排出係数	温暖化係数	CO₂換算排出量
公历丰口奴	14日 示数	/ 一吸 (1) (示致	(kg-CO₂/年)
7 1 台	0.015	1,300	1,384.50

(注)公用車台数については、平成 18 年 3 月末現在の保有台数です。

3 温室効果ガスの排出削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、次のとおりとします。

平成17年度(2005年)と比較し、

全項目において6%以上の削減を目標とします。

目標年については、小数点以下切捨てしています。

総排出量の削減目標(kg-CO₂/年)						
(基準年)	(目標年)					
平成17年度	平成23年度					
4,930,808.39	4,634,959					

(注)公用車の保有台数の削減目標は掲げていませんが、全体の排出量として6%以上の削減を目標とします。

活動の種類	削減目標
ガソリン使用量	
灯油使用量	
軽油使用量	
A 重油使用量	
液化石油ガス(LPG)使用量	6%以上の削減をする。
都市ガス使用量	
電気使用量	
公用車走行距離	
複写機用紙の使用量	
水道使用量	

(1) 燃料等の使用量の目標

燃料	単	(基準年)	(目標年)
77111	位	平成 17 年度	平成 23 年度
ガソリン		35,626.44	33,488
灯油		74,304.00	69,845
軽油		1,563.58	1,469
A 重油		322,369.00	303,026
液化石油ガス(LPG)	m	11,437.20	10,750
都市ガス	m³	260,652.00	245,012
電気使用量	kwh	5,708,832.00	5,366,302

(2) 公用車の走行距離の目標

	車種	単	(基準年)	(目標年)
		位	平成 17 年度	平成 23 年度
ガ	普通・小型乗用車	km	90,080	84,675
リソ	軽乗用車	km	11,348	10,667
リリ	小型貨物車	km	68,754	64,628
シーン	軽貨物車	km	102,150	96,021
	特殊用途車	km	5,068	4,763
軽油	小型貨物車	km	10,006	9,405

(3) 省資源の目標

種類	単位	(基準年) 平成 17 年度	(目標年) 平成 23 年度
 複写機用紙の使用量	枚	7,758,305	7,292,806
水道使用量	m³	120,413	113,188

(注)複写機用紙の使用量は、使用量を把握していない組織については購入量で算出しています。

第3章 計画の取組内容

1 温室効果ガス排出抑制等のための配慮すべき事項

(1) 購入等に当たっての配慮すべき事項

用紙類

古紙配合率の高い用紙とすること。

白色度の低い製品とすること。

印刷物発注の際は古紙配合率の高い用紙とすること。

トイレットペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。

電気製品

エネルギー消費効率の高い製品とすること。

適正規模の機器とすること。

エネルギー消費の少ない自動販売機とすること。

公用車

低公害車、低燃費車とすること。

文具・事務機器等

ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。

ボールペン等は詰め替えや補充等が出来る製品とすること。

再生しにくいコーティング紙等を控えること。

間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。

廃プラスチックから作られた製品とすること。

その他紙以外の再生された製品とすること。

容器・包装材

簡易包装された製品とすること。

詰め替え可能な製品とすること。

リターナブル容器の製品とすること。

リサイクルの仕組みが確立している包装材とすること。

その他

環境ラベリング製品とすること。

グリーン購入を推進すること。

(環境ラベリング商品とは、環境に配慮した製品であることを文言やマークで記したものです。)

(グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。)

(2) 使用に当たっての配慮すべき事項

用紙類

両面コピー、両面印刷すること。

使用済み用紙、使用済み封筒を再利用すること。

電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。

文書は可能な限り回覧すること。

資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。

水

水道水圧を調整すること。

日常的な節水をすること。

水漏れ点検をすること。

バケツ利用等により公用車の洗車方法を改善すること。

トイレに流水音発生器を設置すること。

エネルギー(電気・燃料)

始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。

トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。

ノー残業デーを徹底すること。

OA機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。

省エネ・節電モードを活用すること。

冷暖房温度の適正運転(夏28・冬20)をすること。

ブラインドやカーテンを活用し、冷暖房効率を高めること。

冷暖房時の窓や出入口の開放禁止をすること。

エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。

自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。

自動販売機の省エネ対策をすること。

自動販売機の設置台数を見直すこと。

クールビズ、ウォームビズ等の省エネルギーの服装に心がけること。

公用車

アイドリングストップを徹底すること。

急発進、急加速をしないこと。

タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。

不要な荷物等は積載しないこと。

過度なエアコンの使用をしないこと。

低公害車を優先的に利用すること。

公用車の台数の見直しを検討すること。

公用車の使用抑制日の設定を検討すること。

公共交通機関を優先的に利用すること。

相乗りの励行をすること。

(3) 廃棄に当たっての配慮すべき事項

資源化、リサイクル

ごみの分別を徹底し、資源化すること。

物品を大切に使い、修理等により長期使用すること。

シュレッダーくずを再利用すること。

生ゴミは、しっかりと水分を切ってから出すこと。

プリンターのトナーカートリッジの回収要請をすること。

その他

フロンガス使用製品を適正に処理すること。

(4) 設計・施工に当たっての配慮すべき事項

緑化等

公共施設における屋上や壁面の緑化をすること。

都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。

公共・公益施設における緑化をすること。

歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。

街路樹を適正に整備すること。

既存公園を適切に維持管理すること。

保存樹木、保存樹林を保全すること。

狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。

省エネルギー

新規施設には、省エネルギー型の照明、空調機器を導入すること。

太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。

節水器具を導入すること。

照明器具等電気器具の更新の際は、省エネルギー型に転換すること。

水利用の合理化

雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。

雨水の地下浸透(透水性舗装、浸透桝等)をさせること。

(5) その他の配慮すべき事項

職員の啓発

環境に関する研修、講演会に積極的に参加すること。

環境に関する情報を職員に提供すること。

環境配慮に関する職員のアイディアを募集すること。

環境情報の活用

公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本市の各組織を本計画の実施組織として位置付け、各実施組織ごとに本計画の進行管理を行うことを基本とします。

また、平成20年度に庁内に「(仮称)武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進本部」を組織し、次に掲げる点検・評価を行っていきます。

2 点検・評価

毎年1回、環境課から各課に調査票を配付し、取組状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検・評価します。

また、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の 改善など、本計画の見直しを行い、次年度に、より効果的な取組を図っていきます。 総合的な点検・評価については、市民への報告及び意見交換を通じて、本計画に対 する評価を受けると同時に、地球温暖化対策のための行政の取組に関して、市民か ら広くアイディアを収集し、本計画の推進及び改善を行います。

3 公表

温室効果ガスの総排出量、取組項目ごとの進捗状況及び施設単位の進捗状況について過去の実績値等との比較を行い、武蔵村山市ホームページ等を通じて情報を公表することとします。

【基礎資料】

組織別調査結果(平成17年度)(注)平成19年3月現在の組織名です。

	組織名	灯油 ()	A重油 ()	LPG (m³)	都市ガス (m ^ỉ)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (㎡)
企画	秘書広報課							
財政	企画政策課							
政 部	財政課							
	総務課				69,971.0	884,972.0	4,269,500.0	6,334.0
総務	職員課							
務部	管財契約課							22.0
	防災安全課	36.0		40.1		5,988.0		67.0
	市民課				2,571.0	29,050.0		240.0
市民	課税課							
氏 部	収納課							
	保険年金課							
生	環境課							
生活環境	産業振興課							
境 部								
	地域福祉課		17,500.0	377.7		219,120.0		4,529.0
/7:th.								
健康	—————————————————————————————————————			3.4	80,659.0	442,210.0	246,103.0	6,222.0
福祉	児童福祉課	3,364.0	2,650.0	1,818.1	5,903.0	125,421.0	49,409.0	4,159.0
部	生活福祉課							
	健康推進課			162.6	10,024.0	88,115.0		823.0
	まちづくり課							
都	区画整理課					1,445.0		7.0
市整	多摩モルール推進担当							
備部	道路公園課							4,851.0
	施設課							
会計								
議会	事務局							
	教育総務課	56,985.0	128,369.0	7,627.2	5,321.0	1,695,869.0	2,985,264.0	49,770.0
	教育指導課							
教	学校給食課	13,883.0	151,150.0	1,117.0	1,925.0	418,004.0	42,806.0	26,787.0
育部	生涯学習課		13,900.0	278.9	46,822.0	994,524.0		5,785.0
	体育課	36.0		12.2	37,353.0	693,580.0	20,223.0	10,209.0
	図書館		8,800.0		103.0	110,534.0	145,000.0	608.0
選挙	L 管理委員会事務局							
監査	事務局							
農業	委員会事務局							
	合 計	74,304.0	322,369.0	11,437.2	260,652.0	5,708,832.0	7,758,305.0	120,413.0

		ガソリン	軽油		走 往	行 距 離(k	m)	
	組織名 	()	()	普通· 小型 乗用車	軽乗用車	小型 貨物車	軽貨物車	特殊 用途車
企画	秘書広報課	1,100.30		4,282	4,403			
財政	企画政策課							
部	財政課							
	総務課	13,175.00		57,003	5,015	24,666	13,077	
総務	職員課							
部	管財契約課							
	防災安全課	844.69						5,068
	市民課	258.30					2,326	
市民	課税課	1,098.25					10,406	
出部	収納課	426.40					3,797	
	保険年金課							
生活環	環境課	1,870.28				10,249		
環	産業振興課							
境 部	下水道課	688.60				944	4,758	
	地域福祉課	183.00				1,572		
健	高齢福祉課	1,149.48					11,417	
康	障害福祉課	1,544.60		13,100				
福祉	児童福祉課	1,837.54		6,513	1,930	413	2,746	
部	生活福祉課	417.06					4,610	
	健康推進課	616.50					6,647	
	まちづくり課							
都	区画整理課							
市整	多摩モルール推進担当							
備部	道路公園課	4,652.18	1,563.58			26,670	17,149	
	施設課	951.22					10,843	
会計	†課							
議会	· 事務局							
	教育総務課	281.97		1,792				
	教育指導課	375.00					3,863	
教育	学校給食課	752.22				2,443	3,757	
部部	生涯学習課	752.54		5,124			2,620	
	体育課	1,448.30		1,498		4,843	3,284	
	図書館	1,203.01		768		6,960	850	
選挙	· 查管理委員会事務局							
監査	肇務局							
農業	美委員会事務局							
	合 計	35,626.44	1,563.58	90,080	11,348	78,760	102,150	5,068
		1		·		·	· L	•

施設別調査結果(平成17年度) (注)施設管理上実際の施設数とは異なります。

施設名	灯油 ()	A重油 ()	LPG (m³)	都市ガス (m ^³)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (m³)
本庁舎				60,370.0	873,090.0	4,269,500	5,018.0
第二庁舎				152.0			
第三庁舎					11,736.0		35.0
北一号棟					1.0		74.0
市民レストラン				9,449.0			1,207.0
市民第二駐車場					145.0		
中央住宅幼児遊園							16.0
本町住宅幼児遊園							6.0
岸資材置場(二丁目)					0.0		
岸資材置場(三丁目)					0.0		
第一分団車庫	36.0		3.2		738.0		9.0
第二分団車庫			1.0		626.0		9.0
第三分団車庫			9.8		655.0		9.0
第五分団車庫			2.0		989.0		10.0
第六分団車庫			6.6		962.0		10.0
第七分団車庫			1.0		878.0		11.0
第八分団車庫			16.5		871.0		9.0
三ツ木災害対策用備蓄倉庫					269.0		
三ツ藤災害対策用備蓄倉庫					0.0		
緑が丘出張所				2,571.0	29,050.0		240.0
第一老人福祉館			69.0		10,374.0		243.0
第二老人福祉館			53.0		10,529.0		81.0
第三老人福祉館			44.0		9,698.0		148.0
第四老人福祉館			38.7		6,138.0		70.0
第五老人福祉館					14,571.0		125.0
福祉会館		17,500.0	173.0		167,810.0		3,862.0
市民総合センター				80,659.0	440,382.0	246,103	6,205.0
若草集会所			3.4		1,828.0		17.0
お伊勢の森児童館	600.0					18,988	
大南地区児童館	65.0						
さいかち地区児童館	170.0			5,903.0	28,154.0	3,395	893.0
山王森児童館	2,334.0		50.0		15,905.0	3,131	249.0
残堀・伊奈平地区児童館	65.0						
中藤地区児童館	65.0						
三ツ木学童クラブ			166.5			2,136	
第二学童クラブ			31.8		9,522.0	3,759	178.0
つみき保育園		2,650.0	1,569.8		71,840.0	18,000	2,839.0
ちいろば教室	65.0						
保健相談センター				10,024.0	43,886.0		508.0
保健相談センターお伊勢の森分室			162.6		44,229.0		315.0
個別相談事務所					1,445.0		7.0

施設名	灯油	A 重油 ()	LPG (m³)	都市ガス (m³)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (㎡)
向山児童遊園							4.0
東大南児童遊園							72.0
新海道児童遊園							96.0
							30.0
大道児童遊園							24.0
榎児童遊園							18.0
学園児童遊園							60.0
八ケ下児童遊園							6.0
三ツ藤児童遊園							48.0
大南一丁目児童遊園							102.0
大南三丁目児童遊園							36.0
伊奈平五丁目児童遊園							13.0
中原児童遊園							12.0
岸三丁目児童遊園							6.0
三ツ木一丁目児童遊園							3.0
伊奈平五丁目南児童遊園							6.0
伊奈平五丁目東児童遊園							1.0
学園四丁目児童遊園							30.0
							6.0
残堀五丁目児童遊園							6.0
大南一丁目南児童遊園							18.0
学園一丁目児童遊園							7.0
大南五丁目児童遊園							12.0
学園四丁目東児童遊園							6.0
宿児童遊園							6.0
三ツ藤三丁目東児童遊園							6.0
三ツ藤三丁目児童遊園							7.0
中原一丁目児童遊園							6.0
中原三丁目北児童遊園							48.0
中原三丁目中央児童遊園							54.0
中原三丁目南児童遊園							6.0
大南一丁目中央児童遊園							6.0
大南一丁目中央北児童遊園							6.0
中原経塚向児童遊園							54.0
山王森公園							264.0
雷塚公園							360.0
オカネ塚公園							330.0
大南公園							912.0
お伊勢の森公園							186.0
十二所神社公園							18.0
野山公園							12.0

施設名	灯油 ()	A重油 ()	LPG (m³)	都市ガス (㎡)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (㎡)
向山公園							66.0
伊奈平公園							144.0
野山北公園							648.0
経塚向公園							48.0
中原公園							48.0
三本榎史跡公園(乙幡、加藤)							3.0
大南東公園							96.0
三ツ藤南公園							48.0
プリンスの丘公園							222.0
さいかち公園							96.0
かまきり公園							2.0
大南運動広場							42.0
後ケ谷戸運動広場							42.0
入り運動広場							48.0
小山内運動広場							24.0
宿運動広場							102.0
赤堀運動広場							30.0
シドメ久保運動広場							12.0
シドメ久保第二運動広場							12.0
神明運動広場							47.0
ポケットパーク(横田)							132.0
グリーンタウン休憩所							36.0
第一小学校	966.0	9,550.0	688.7		93,831.0	387,500	2,686.0
第二小学校	210.0	11,300.0	734.0		88,977.0	387,000	4,236.0
第三小学校	11,964.0		453.0		88,365.0	38,710	3,425.0
第四小学校	12,988.0			2,096.0	95,207.0	21,290	2,859.0
第七小学校	1,395.0	15,500.0	465.9		146,406.0	13,941	5,132.0
第八小学校	7,895.0		628.9		99,433.0	31,710	4,079.0
第九小学校	310.0	10,200.0	1,047.4		111,859.0	206,500	2,945.0
第十小学校	430.0	14,900.0	650.9		132,072.0	55,250	3,444.0
雷塚小学校	930.0	12,984.0		1,307.0	120,903.0	39,030	3,707.0
第一中学校	2,793.0	10,500.0	498.9		152,144.0	95,263	4,935.0
第二中学校	13,256.0			1,918.0	110,123.0	310,500	2,153.0
第三中学校	1,366.0	10,935.0	484.7		122,121.0	450,000	2,838.0
第四中学校	1,927.0	17,000.0	527.6		161,693.0	47,570	3,295.0
第五中学校	555.0	15,500.0	1,447.2		172,735.0	901,000	4,036.0
第一給食センター	378.0	90,000.0	1,117.0		221,482.0	32,101	16,533.0
第二給食センター	13,505.0	61,150.0		1,925.0	196,522.0	10,705	10,254.0
市民会館				46,776.0	354,936.0		2,597.0
公民館			27.4				275.0
大南地区会館			94.7		190,089.0		608.0

施設名	灯油 ()	A重油 ()	LPG (m³)	都市ガス (㎡)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (m³)
残堀・伊奈平地区会館					140,836.0		675.0
三ツ木地区会館		13,900.0	41.2		95,294.0		648.0
中藤地区会館			91.4		148,620.0		643.0
上水台地区集会所			17.7		2,919.0		49.0
新海道地区集会所			6.5		2,857.0		24.0
中原地区集会所				18.0	3,925.0		45.0
西大南地区集会所				28.0	2,884.0		46.0
歴史民俗資料館					52,164.0		175.0
総合体育館				37,353.0	656,706.0	20,223	3,632.0
総合運動公園管理棟	36.0		12.2		6,843.0		
総合運動場(第一)							408.0
総合運動場(第二)							125.0
野山北公園運動場					116.0		
大南公園プール					8,009.0		1,084.0
野山北公園プール					18,760.0		2,726.0
中村プール					3,146.0		1,709.0
残堀・伊奈平地域運動場							86.0
中久保地域運動場							195.0
原山地域運動場							68.0
三ツ木地域運動場							176.0
中久保図書館					28,867.0		112.0
雷塚図書館		8,800.0		103.0	81,667.0	145,000	496.0
合 計	74,304.0	322,369.0	11,437.2	260,652.0	5,708,832.0	7,758,305	120,413.0

公用車種別調査結果(平成17年度)

ガソリン重

<u>/J :</u>	<u>ソリン車</u>									
	課名	줃	全録者	香号	種別	使用量 ()	走行距離 (km)	エア コン	車名	備考
1	秘書広報課	500	6	5445	普通•小型乗用車	721.72	4,282	有	フ゛ルーハ゛ート゛シルフィー	
2	総務課	33	ひ	6587	普通·小型乗用車	595.40	3,710	有	グ ロリア	
3	総務課	300	つ	7239	普通·小型乗用車	1,534.20	9,576	有	セト゛リック	
4	総務課	34	つ	4359	普通•小型乗用車	907.70	7,085	有	グ ロリア	
5	総務課	78	て	3099	普通•小型乗用車	915.50	5,319	有	ラルゴ゛コーチ	
6	総務課	78	ま	6165	普通·小型乗用車	1,084.00	6,104	有	ラルコ゛コーチ	
7	総務課	71	t	5855	普通·小型乗用車	1,152.90	8,920	有	セレナ	
8	総務課	79	す	3204	普通·小型乗用車	496.50	4,990	有	マーチ	
9	総務課	78	は	9011	普通·小型乗用車	667.70	5,634	有	サニーセタ゛ン	
10	総務課	54	み	2076	普通·小型乗用車	836.60	5,665	有	ローレル	
11	障害福祉課	71	t	5325	普通•小型乗用車	583.76	5,564	有	マーチ	
12	障害福祉課	500	め	513	普通•小型乗用車	960.84	7,536	有	セレナ	
13	児童福祉課	300	む	2655	普通·小型乗用車	906.97	4,079	有	キャラバ・ンコーチ	
14	児童福祉課	71	t	5854	普通•小型乗用車	288.65	2,434	有	セレナ	
15	教育総務課	77	も	6076	普通•小型乗用車	281.97	1,792	有	ハ゛ネットコーチ	
16	生涯学習課	501	ち	4155	普通·小型乗用車	481.62	5,124	有	ウインク˙ ロ−ト˙	
17	体育課	78	て	8005	普通·小型乗用車	260.45	1,498	有	ラルコ゛コーチ	
18	図書館	77	ゃ	5574	普通·小型乗用車	95.93	768	有	サニーセタ゛ン	
		小		計		12,772.41	90,080			
19	秘書広報課	50	ひ	9272	軽乗用車	378.58	4,403	有	スパ・ルフ゜レオ	
20	総務課	50	ま	2627	軽乗用車	434.40	5,015	有	スパ・ルプ・レオ	
21	児童福祉課	580	あ	9141	軽乗用車	214.11	1,930	有	ニッサンモコ	H17.5.24購入
		小		計		1,027.09	11,348			
22	総務課	400	そ	3015	小型貨物車	598.60	3,726	有	ハ゛ネットトラック	
23	総務課	400	ち	2150	小型貨物車	619.00	4,584	有	ADN'Y	H17.5.19購入
24	総務課	46	ち	4823	小型貨物車	527.20	4,023	有	サニーハ・ン	
25	総務課	46	つ	9068	小型貨物車	556.60	4,574	有	サニーパン	
26	総務課	400	ち	2151	小型貨物車	549.00	5,288	有	ADN'Y	H17.5.19購入
27	総務課	400	ち	2152	小型貨物車	351.70	2,471	有	AD/\`')	H17.5.19購入
28	環境課	400	ち	2193	小型貨物車	1,110.39	6,251	有	バネットトラック	H17.5.20購入
	環境課	46	せ	8013	小型貨物車	36.00	234	有	バネットトラック	H17.6.17廃車
29	環境課	46	τ	343	小型貨物車	723.89	3,764	有	キャラハ・ン	
30	下水道課	400	5	2272	小型貨物車	198.21	944	有	アトラスタ゛フ゛ルキャフ゛	
31	地域福祉課	46	た	616	小型貨物車	183.00	1,572	有	バネットバ ン	
	児童福祉課	45	IJ	8084	小型貨物車	0.00	0	有	サニーハ゛ン	H17.5.26廃車
32	児童福祉課	46	た	678	小型貨物車	71.22	413	有	サニーハ・ン	
33	道路公園課	46	た	617	小型貨物車	368.86	3,090	有	サニーハ゛ン	
34	道路公園課	46	٢	2995	小型貨物車	1,641.50	8,652	有	アトラスタ゛フ゛ルキャフ゛	
35	道路公園課	400	そ	3347	小型貨物車	754.38	4,922	有	バネットバン	
36	学校給食課	46	ち	4824	小型貨物車	347.36	2,443	有	サニーハ・ン	
37	体育課	46	つ	9067	小型貨物車	880.57	4,843	有	バネットトラック	
38	図書館	46	た	391	小型貨物車	738.10	4,979	有	バネットバ ン	

	課名	Į.	登録者	号	種別	使用量	走行距離 (km)	エアコン	車名 備考	
39	図書館	46	た	677	小型貨物車	273.37	1,981	有	サニーバン	
		小		計		10,528.95	68,754			
40	総務課	41	す	4256	軽貨物車	449.50	4,711	有	スパ゛ルサンパ゛ー	
41	総務課	41	す	4257	軽貨物車	475.70	4,834	有	スパ゛ルサンパ゛ー	
42	総務課	41	٦	9267	軽貨物車	422.80	3,532	有	ハイシ゛ェットカーコ゛	
43	市民課	41	す	4258	軽貨物車	258.30	2,326	有	スパ゛ルサンパ゛ー	
44	課税課	41	け	8491	軽貨物車	517.28	4,840	有	スパ゛ルサンパ゛ー	
45	課税課	41	J	9265	軽貨物車	580.97	5,566	有	ハイシ゛ェットカーコ゛	
46	収納課	41	え	5945	軽貨物車	426.40	3,797	有	スス [*] キエフ [*] リー	
47	下水道課	41	<	831	軽貨物車	490.39	4,758	有	スス [*] キエフ [*] リー	
48	高齢福祉課	41	け	5652	軽貨物車	468.15	4,618	有	スパ゛ルサンパ゛ー	
49	高齢福祉課	41	か	7418	軽貨物車	681.33	6,799	有	スス゚キエプリー	
50	児童福祉課	40	ıζı	8887	軽貨物車	131.30	874	有	スス゚キエプリー	
51	児童福祉課	40	る	6405	軽貨物車	117.15	1,030	有	スハ゛ルデ゛ィアス	
52	児童福祉課	40	ま	9423	軽貨物車	108.14	842	有	スス゚キエプリー	
53	児童福祉課	40	ıZı	8886	軽貨物車	0.00	0	有	スス [*] キエフ [*] リー	
54	生活福祉課	41	け	8493	軽貨物車	417.06	4,610	有	スパ・ルサンパ・-	
55	健康推進課	40	る	6406	軽貨物車	266.00	2,887	有	スハ゛ルディアス	
56	健康推進課	41	せ	688	軽貨物車	199.00	2,300	有	スス゚キエプリー	
57	健康推進課	41	<	830	軽貨物車	151.50	1,460	有	スス゚キエプリー	
58	道路公園課	41	け	5650	軽貨物車	292.75	2,728	有	スパ・ルサンパ・-	
59	道路公園課	41	<	832	軽貨物車	928.88	7,921	有	スス゛キェフ゛リー	
60	道路公園課	40	ね	5645	軽貨物車	246.96	1,862	有	スス゛キェフ゛リー	
61	道路公園課	41	け	5468	軽貨物車	418.85	4,638	有	スパ・ルサンパ・-	
62	施設課	41	え	5946	軽貨物車	572.41	6,297	有	スス゚キエプリー	
63	施設課	41	ت	9228	軽貨物車	378.81	4,546	有	スス゛キキャリートラック	
64	教育指導課	41	け	1748	軽貨物車	375.00	3,863	有	スス゛キェフ゛リー	
65	学校給食課	41	か	7417	軽貨物車	404.86	3,757	有	スス [・] ‡エプリー	
66	生涯学習課	41	す	4234	軽貨物車	270.92	2,620	有	スス゛キェフ゛リー	
67	体育課	41	け	8492	軽貨物車	307.28	3,284	有	スパ・ルサンパ・-	
68	図書館	41	け	5651	軽貨物車	95.61	850	有	スパ゛ルサンパ゛ー	
		小		計		10,453.30	102,150			
69	防災安全課	88	に	2550	特殊用途車	844.69	5,068	有	消防団指揮車	
		小		計		844.69	5,068			
		合		計		35,626.44	277,400			

軽油車

	課名	登録番号 			種別	使用量 ()	走行距離 (km)	エア コン	車名	備考
70	道路公園課	400	そ	2497	小型貨物車	886.23	5,902	有	イスス゛エルフ	
71	道路公園課	400	そ	2496	小型貨物車	677.35	4,104	有	イスス゛エルフ	
		合		計		1,563.58	10,006			

(注)平成17年度中に廃車した公用車については、保有台数に含めていません。

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱

平成 1 8 年 7 月 3 日 訓令(乙)第 1 2 9 号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定 する地方公共団体実行計画(以下「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画の原案を策定し、市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員15人をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 生活環境部長

委員 企画財政部企画政策課長、総務部総務課長、同部防災安全課長、市民部市民課出張所 担当課長、生活環境部産業振興課温泉施設担当課長、健康福祉部地域福祉課長、同部障害福祉 課長、同部児童福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部道路公園課長、教育部教育総務課長、 同部学校給食課長、同部生涯学習課長、同部体育課長及び同部図書館長

(委員長)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画

発行日:平成19年3月

発 行:武蔵村山市

編集:武蔵村山市 生活環境部 環境課 環境保全グループ

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目 1番地の 1

TEL: 042-565-1111

FAX: 042-563-0803

E-mail kankyo@city.musashimurayama.tokyo.jp

(インターネットのメールアドレス)

URL http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/

(インターネットのホームページ)

